

委託業務を再委託する場合は、事前の申出・承諾が必要です

《外注や下請けなどを発注する場合は十分ご注意ください》

市立病院から委託を受けた業務を再委託※する際は、事前の申出・承諾手続きが必要です。

承諾を受けずに再委託契約を行った場合は契約違反となり、契約解除や違約金支払いの原因となるほか、入札参加制限や指名停止に該当する場合があります。

○再委託を行う場合はあらかじめ市立病院に申出書を提出し、事前に承諾を受けてください。

→ 再委託を承諾する場合、市立病院は承諾書を交付します。

承諾書を受領した後に、再委託先と契約を結んでください。

ご不明な点がありましたら契約前は質疑にて、契約後は担当課にお問合せください。

市立病院から委託を受けた業務

再委託出来ない

- ・当該業務の全部
- ・当該業務における基本的又は中心的な業務
- ・契約金額の1/2を超える業務（契約者が直接指揮、監督を行う場合を除く）

再委託出来る

申出・承諾が必要

- ・当該業務の附随的な業務
- ・当該業務の補助的な業務 など

承諾が不要なもの

- ・簡易なもの（コピー・単純な集計・印刷製本・消耗品購入など・・・）

○再委託先の制限があります

→ 以下に該当する方に業務を再委託することは出来ません

- ・市の指名停止措置を受けている者、市の入札参加制限措置を受けている者
- ・暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者

※「再委託」とは？

契約の履行にあたり、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者に委託し又は請負わせることを言います。委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は、発注前の申出手続きが必要です。（再委託先がさらに再委託を行う場合も同様とします。）